

令和4年 天草市農業委員会第2回総会議事録

令和4年2月24日天草市役所本庁3階第3会議室に招集された。

1、総会に出席した委員は、次のとおりである（13名）

1番	本田 実 君	2番	中川 徹 君
3番	黒川紀世子 君	4番	松下 敏 明 君
5番	山下 和 弘 君	6番	玉田 秀 敏 君
7番	金 棒 康 二 君	8番	淀川 洋 一 君
9番	富崎ますみ 君	10番	中村三千人 君
11番	山並 彰 一 郎 君	12番	井 島 安 一 君
13番	野中 幸 廣 君		

2、総会に欠席した委員は、次のとおりである。（0名）

なし

3、総会に出席した職員は、次のとおりである。（6名）

事務局長	原 田 真 二	局長補佐	荒 木 賢 司
係 長	松 本 馨	書 記	井 上 拓 海
書 記	浦 川 優 也	書 記	濱 朋 也

4、議事日程

開 会

日程第1		議事録署名委員の指名について
日程第2	議第7号	農地法第3条の規定による許可申請について
日程第3	議第8号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について
日程第4	議第9号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
日程第5	議第10号	事業計画変更申請について
日程第6	議第11号	農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について
日程第7	議第12号	非農地通知書交付申請について
日程第8	議第13号	空き家に付属する農地の指定について
日程第9	議第14号	令和4年度天草市農業労働賃金標準額について
日程第10	議第15号	農業委員会規則の一部改正について
日程第11	議第16号	農地移動適正化あっせん基準の一部改正について
日程第12		報告事項について

閉会

開 議 14 時 00 分

○事務局（原田真二君） ただいまから令和 4 年天草市農業委員会第 2 回総会を開会いたします。それでは本田会長からご挨拶をお願い致します。

○議長（本田実君） みなさんこんにちは。コロナウイルスの第六波が本格的にやってきました。十分注意していると思いますが、いたるところで、クラスターが発生しております。天草でも連日感染者が 20 名前後確認されておりますが、幸いにも農業委員会関係のみ皆さんの感染は報告されていません。つきましては、オミクロン株の動向に注意を払いながら、引き続き農業委員会の活動に励んでいただきたいと思います。本日は全体 85 件の案件がありますが、慎重な審議をお願い致します。

○事務局（原田真二君） 本日は、全委員が出席でございますので、本日の総会は成立しておりますことをご報告致します。それでは以降の議事の進行につきまして、会長をお願い致します。

○議長（本田実君） これより議事に入ります。日程第 1 の議事録署名委員については、議長から指名させていただくことにご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） それでは、13 番野中委員、2 番中川委員を指名致します。

○議長（本田実君） 日程第 2、議第 7 号、農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題と致します。事務局より 1 番について説明をお願い致します。

○事務局（濱朋也君） 資料②の 1 ページをご覧ください。1 番について説明します。宮地岳町の譲受人は熊本市の譲渡人より、宮地岳町の田 2070 ㎡を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した宮地岳地区コミュニティセンターから北西へ約 1.9 km、青色で着色した国道 266 号線の西側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の 1 ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には野菜を栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見ををお願い致します。

○9 番（富崎ますみ君） 9 番富崎です。昨日、現地確認に行っていました。譲渡人の畑にあたる方が譲受人との事です。きれいに草も刈っており、野菜を作られている状態です。何も問題ないと思います。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に2番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（濱朋也君） 2番について説明します。本渡町の譲受人は本渡町の譲渡人より、本渡町の田と畑 7548 m²を贈与により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草広域連合消防本部から東と南東へ約 0.3 kmと 0.5 km、0.7 km、青色で着色した国道 324 号線の東側にある農地です。次が現地の航空写真です。次も航空写真です。次も航空写真です。次が現地の写真になります。次も現地の写真です。次も現地の写真です。次も現地の写真です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には水稲と野菜を栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○8番（淀川洋一君） 8番淀川です。2月23日に現地確認をしました。3条の親子間での譲渡ということで、何ら問題はないと思います。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、3番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（濱朋也君） 3番について説明します。五和町の譲受人は五和町の譲渡人より、五和町の畑 434 m²を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した城河原保育園から南西へ約 1.2 km、青色で着色した県道本渡五和線の西側にある農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には野菜を栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○5番（山下和弘君） 5番山下です。2月23日に地元の田口推進委員と現地確認をいたしました。ただいま事務局から説明があった通りです。補足をいたしますと、譲受人は隣接した農地でレタスを作っているらしいです。その隣が今回売買される場所です。雨の時期には

小規模な土砂や土手崩れがあるところですが、野菜を栽培しながら解消していきたいと考え、思い切って今回購入をしたとのことでした。なんら問題ないと思います。よろしくお願
いします。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありま
せんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致しま
す。次に、4番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（浦川優也君） 資料②の2ページをご覧ください。4番について説明します。天草
町の譲受人は、福岡市の譲渡人より、天草町の田と畑1,840㎡を贈与により取得したいとい
うものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した大江
郵便局から西と北西へ約0.1kmと0.6km、0.8kmと1kmと1.8km、青色で着色した国道389
号線の西側にある農地です。次が現地の航空写真です。次も航空写真です。次も航空写真で
す。次も航空写真です。次も航空写真です。次が現地の写真になります。次も現地の写真に
なります。次も現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要
件には該当しておりません。申請地には水稲と野菜を栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見ををお願い致します。

○4番（松下敏明君） 4番松下です。譲受人について確認させてください。譲受人の自作地
が、1町3反となっています。しかし、これだけの農地を全て自分で耕作されていないと私
は思っています。その理由は3つあります。1つ目は、多面的機能事業という、私達が取り
組んでいる事業なのですが、その構成員ではないからです。また、27アールの農地を持た
れていますが、耕作されておりません。2つ目は、自作地に対して所有している農機具が少
ないという事です。譲受人は、1町3反の農地を持っています。一方、所有している農機具
は、耕運機や自走式草刈り機などが数台ある程度です。これだけの農機具で譲受人一人で全
ての農地を耕作しているのでしょうか。3つ目は、資料の中の主たる職業という欄が〇〇園
となっています。農業に従事している日数が、農地法の許可要件を満たしているのかを疑問
に思います。それに加えてもし許可となった場合に想定される心配事等も3つあります。1
つ目は周囲の農業経営に影響を及ぼさないかということです。申請農地の1つに周囲がばれ
いしよを作っている農地に果樹を植えることになっています。周囲の営農に影響が出るの
ではないかと心配しています。2つ目は、転売されるのではないかとという点です。これは、今

回申請地の一つである農地を譲渡人の親の代に口約束で耕作されている方の話ですが、市外からこの農地を購入したと言われる方が宅地に転用したいと言われたそうです。ここは私が作付けしていますと答えたそうですが、すぐには転用しないのでしばらくは作付けをしてくださいと言われたそうです。耕作をされている方は、譲渡人の長男に、人に売るときは自分に売ってくださいと頼んだそうですが、弟が相続してインターネットで売ったので分からないと言われたそうです。今回その話を聞き、地元の方が贈与で取得するという事で、あくまでも想像ですが、もしかして転売されるのではないかと思いました。農地の取得後、何年間は継続して耕作をしなければならないという決まりがあるのか教えていただければと思います。3つ目は、譲受人は、譲り受ける農地を、すべては把握していないということです。本人が言われ、本当に耕作をされるのかと思うところです。沢山の質問を申し上げましたが、分かる範囲で、回答をいただければと思います。

○事務局（浦川優也君） この質問は事前に松下委員さんからご連絡がありまして対応いたしました。当初申請書には、譲受人も全て作っているとおっしゃられており、1町3反と記入されましたが、再度譲受人に確認してみると、2反2畝であることが分かりました。事務局で、確認不足だった点もありますので、今後は徹底して申請者と確認して参ります。また、農業委員さんからも申請書をご確認いただき、不明な点やおかしな点がありましたら松下委員のようにご連絡をいただければ、再度事務局の方で確認をしたいと思います。また、インターネットで売られているのではないかと農地ですが、譲受人の方から、そこは私がきちんと管理し耕作も行うという意味を確認しております。そして今回、農機具も新しく大型機械を買ったというお話をされております。本人さんも現に管理が出来ていなかったところも改めて管理するとおっしゃられています。事務局で確証はできませんが、電話でその意思を確認しておりますので、よろしければご許可をいただければなと思っております。以上です。

○議長（本田実君） 松下委員さん今の説明でよろしいでしょうか。

○4番（松下敏明君） 4番松下です。繰り返しになりますが、私が気になっていることは、1町3反のうち作付けしているのは2反程度ということ、次に職業は〇〇園と書いてあり、どの程度従事されているのかということ、所有している農地を期限内に耕作が出来るように戻さなければならない規則はないのか、自分が贈与を受ける農地を確認していないところで、大丈夫なのかという心配の気持ちがあります。あとは皆さんで審議をしていただければと思います。

○議長（本田実君） 今の問題は、1町3反もっておられますが、耕作されている面積は2反2畝であるため、申請地を果たして管理できるのかというのが一点。インターネットに売って

あるのではないかというのがもう一点ですね。実際にインターネットで売ってあるのですか。

○4番（松下敏明君） 4番松下です。私は確認してないのですが、先ほどもお話ししましたが親の代から口約束で耕作をされている方のもとに、市外から購入されたと思われる方が訪ねてこられたそうです。すぐには転用しないという話ではありましたが、地元の方が贈与で譲り受けるとなっています。なので、その市外の方に転売されるのではないかと心配してしまう部分があります。インターネットで購入したことで名義が変わるのかは、今までそのようなケースがないので、私には分かりません。しかし、農地である以上は、農業委員の許可がいるのではないかと考えています。以上です。

○事務局（井上拓海君） これは地主さんが売りたいと思いインターネットで公表をされているだけで、登記簿の名義人までは変わっていないものと思われます。その公表情報を見て、市外から来られた方は、ここを買おうかなと思われて、現地を訪れたのではないかと考えております。

○5番（山下和弘君） 5番山下です。譲受人の年齢はおいくつでしょうか。営農をされるにあたって支障がないかを知るためにご存知でしたら教えていただきたいと思っています。

○4番（松下敏明君） 67歳とお聞きしています。

○5番（山下和弘君） 分かりました。

○事務局（原田真二君） 事務局としては、松下委員さんのご指摘も踏まえて、ご本人に確認した結果が、この申請地について耕作の意思はあることを事務局で再度確認しております。あとは、ご本人さんが実際に耕作されるかどうかは、確証はありませんが、本人の意思について、以上のとおり事務局としては確認をしましたということです。

○議長（本田実君） 事務局としては耕作をされるという事ですが、一方で松下委員さんとしては、本当にできるか心配なところがあるということは分かりました。もう一度調査をするか、それともここで審議をして結論を出すのか、このどちらかにしたいと思っています。これから先こういった案件が多々出てくる可能性も考えられます。ですので、一旦保留として来月までにもう少し事務局に詳しく聞き入れをしていただき、今出た問題も調査して来月再度かけるような形を取りたいと思っていますのですがどうでしょうか。

○事務局（浦川優也君） 事前に松下委員さんからご連絡があつて、譲受人の方に確認をしておりますので、どうか審議をしていただければと思います。以上です。

○13番（野中幸廣君） 13番野中です。ある程度耕作をしていれば農業者として、譲り受けることが出来るというような今までの解釈でした。それを、所有している農地を全て調べて、きちんと耕作した上で取得をしなければならいとなると、条例等の改正の必要がある

と思うのですがいかがでしょうか。

○事務局（原田真二君） 実質耕作されているのが、2反程度という事で、これは問題だとは思いますが、どうしても耕作放棄地が増えているような状況にありますので、あまり厳密に適用していくと3条の運用というのが難しくなるのではないかと事務局としては懸念しております。あくまでも本人さんの意思が最優先されるのではないかと、現地点では考えております。

○議長（本田実君） ただいま局長から話が出ましたが、野中委員さんや事務局と同様に私もそのような考えの中で、できれば採決をさせていただきたいと考えております。松下委員さんよろしかったでしょうか。

○4番（松下敏明君） わかりました。私個人が地元の委員として、大丈夫なのかという、不安を感じるだけですので、もし審議の結果異議なしという事であれば、委員会の決定に反対するということありません。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑は他にありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、5番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（浦川優也君） 5番について説明します。河浦町の譲受人は、河浦町の譲渡人より、河浦町の田678㎡を贈与により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草市役所河浦支所から東へ約2km、青色で着色した国道266号線の北側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には水稻を栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見ををお願い致します。

○13番（野中幸廣君） 13番野中です。譲渡人が耕作地から離れたところにお住まいなので、近くで耕作をされている譲受人に贈与するという形になります。何ら問題ないかと思えます。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、6番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（浦川優也君） 6番について説明します。河浦町の譲受人は、兵庫県の譲渡人より、河浦町の田と畑 605 m²を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した河浦中学校から南へ約 0.6 km、青色で着色した国道 389 号線の南側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には水稲と果樹を栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○13番（野中幸廣君） 13番野中です。譲渡人が、遠くに住んでおられるので、農地のすぐ近くに住む譲受人が買われるそうです。現地確認もいたしました。何ら問題ないと思います。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

○議長（本田実君） 日程第 3、議第 8 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題と致します。事務局より 1 番について説明をお願い致します。

○事務局（濱朋也君） 資料②の 3 ページをご覧ください。1 番について説明します。転用者は宮地岳町の個人で、宮地岳町の田 2142 m²に牛舎を建設する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した宮地岳地区コミュニティセンターから北西へ約 3.8 km、青色で着色した国道 266 号線の西側にある農地です。申請地は農用地区域内農地です。農用地区域内農地は原則転用許可できませんが、農用地利用計画で指定された用途に供するため、例外規定に当てはまり、許可することが可能となっております。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、牛の増頭に伴い、新たな牛舎が必要なため、牛舎 1 棟、分娩室 1 棟、ロール置場として整備し利用する計画です。資料③の 2 ページをご覧ください。

い。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○9番（富崎ますみ君） 9番富崎です。2月21日に松川推進委員さんと現地確認をしました。その時に申請人とお会いし、話を聞いてきました。計画的に畜産経営をされていることを確認しましたので、問題ないと判断しました。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、他に質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、2番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（濱朋也君） 2番について説明します。転用者は熊本市の個人で、宮地岳町の畑227㎡を宅地拡張する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した宮地岳郵便局から北西へ約0.4km、青色で着色した国道266号線の西側にある農地です。申請地は概ね10ha以上の広がりのある第1種農地です。第1種農地は原則として許可できませんが、既存施設の拡張のため、例外的に許可することが可能となっております。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、陶芸工房教室に来る人の駐車スペースが必要なため、陶芸工房1部屋、住宅1棟、倉庫2棟、駐車場7台、通路として整備し利用する計画です。資料③の3ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。なお、すでに一部が造成済みのため始末書が提出されています。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○9番（富崎ますみ君） 9番富崎です。写真のとおり、申請地に隣接する宅地は、文化財でもおかしくないような建物です。この建物を傷まないようにするために、駐車場は敷地内よりも、手前にする方が良いのではないかと思います。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、他に質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

- 議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、3番について事務局より説明をお願い致します。
- 事務局（濱朋也君） 3番について説明します。転用者は牛深町の個人で、牛深町の田295㎡を個人住宅にする案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した牛深高校から北西へ約1.5km、青色で着色した国道266号線の西側にある農地です。申請地は概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、当時帰省に伴い、住宅を建築したため、住宅1棟、物置1棟、駐車場1台、庭として整備し利用する計画です。資料③の4ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。なお、すでに建築済みのため始末書が提出されています。以上です。
- 議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。
- 7番（金棒康二君） 7番金棒です。Aさんという方が、県外に働きに出ており、定年退職し、故郷へ帰ってきて、そこで暮らしたいという事で家を建てられたのだと思います。そして、何年か後に亡くなられて、Bさんという姪にあたる方が相続をされました。空き家となっていた場所にCさんが借りるために、保険を掛けようとしたところ名義変更がきちんとは行われていなかったの、できなかつたそうです。その住宅に安心して住むために、今回の申請に至ったとお聞きしております。AさんやBさんも農地法の事はよくわかっておらず、結果としてこのようなことになったと話しておられました。ご審議の方をよろしく願います。
- 議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。
- 4番（松下敏明君） 4番松下です。以前から始末書に関して問題が多いので、様々な対策をされている訳ですが、私から提案をさせていただきます。他県の事例になりますが、無断転用であっても20年以上経過していれば、非農地証明で処理をされるということがあるそうです。熊本県の場合、無断転用であれば認めないとお聞きしましたが、20年以上経過している農地を以前、市が時効取得するということがありました。また、以前の申請で都会に出られた方が相続を受けた農地で既に転用されていましたが、転用された場所もいつ転用されたかもわからないのに始末書というのはどうかと言われていました。このように転用の事実さえも知らないわけですから、20年以上たったものは、非農地証明等で処理するのがいいのではないかと考えています。まずは、本田会長から会長会議などで提案をして、進めていった方がいいのではないかと考えています。ぜひ検討していただければと思います。

○議長(本田実君) ありがとうございます。その件については、現在熊本県では適用されていないようですが、次回の代表者会議や農業委員会会長会があったときなどに、提示をして話し合いをしていただきながら、徐々に進めていきたいと考えております。よろしいでしょうか。

○4番(松下敏明君) わかりました。

○議長(本田実君) 他にありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(本田実君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本田実君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。松下さん貴重なご意見ありがとうございました。次の機会に、私の方からどのような形になったかを報告させていただきたいと思っております。次に、4番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局(浦川優也君) 4番について説明します。転用者は牛深町の個人で、牛深町の畑182㎡を貸駐車場にする案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した茂串簡易郵便局から北東へ約0.1km、青色で着色した県道牛深天草線の東側にある農地です。申請地は概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、貸駐車場としての需要が見込まれるため、貸駐車場4台、転回スペースとして整備し利用する計画です。資料③の5ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。なお、すでに造成済みのため始末書が提出されています。以上です。

○議長(本田実君) 次に申請のあった地区の農業委員のご意見ををお願い致します。

○7番(金棒康二君) 7番金棒です。この地区は牛深でも有数の集落密集地です。道幅が小さいこともあり、防災に関して、特に注意を払っている地区です。住宅のど真ん中にあるこの農地は、畑として利用するよりも、駐車場の方が適しているのではないかと思います。もし火災が発生した場合、人が避難する際に、今自分がどこにいるかが分からなくなる恐れがあるからです。私個人としては、ここは駐車場にすべきところではないかと思ってきました。以上です。

○議長(本田実君) ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、5番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（浦川優也君） 資料②の4ページをご覧ください。5番について説明します。転用者は倉岳町の個人で、倉岳町の田150㎡を宅地拡張する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した浦郵便局から北東へ約1.2km、青色で着色した国道266号線の北側にある農地です。申請地は概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、駐車スペースが不足しているため、宅地拡張し、住宅1棟、駐車場5台、庭として整備し利用する計画です。資料③の6ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。なお、すでに転用済みのため始末書が提出されています。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見ををお願い致します。

○11番（山並彰一郎君） 11番山並です。2月23日に現地確認に行きました。始末書にあるように昭和51年に許可なく宅地にしてしまったということでした。始末書の出ているところなので、しょうがないのではないのかなと思って見てきました。審議をよろしく願います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、6番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（浦川優也君） 6番について説明します。転用者は河浦町の個人で、河浦町の畑298㎡を貸駐車場へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した河浦中学校から南東へ約1.3km、青色で着色した国道389号線の東側にある農地です。申請地は概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、貸駐車場としての需要が見込まれるため、貸駐車場8台、転回スペースとして整備し利用する計画です。資料③の7ページをご覧ください。農地法許

可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。なお、すでに造成済みのため始末書が提出されています。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○13番（野中幸廣君） 13番野中です。2月21日に現地確認に行きました。隣の建物と一緒に埋め立てたという事でしたが、その通りでございました。転用をされた方が、早くに亡くなられていたため、今回駐車場にするという報告がありました。仕方がないのかなと思いました。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

○議長（本田実君） 日程第4、議第9号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題と致します。事務局より1番について説明をお願い致します。

○事務局（濱朋也君） 資料②の5ページをご覧ください。1番について説明します。転用者は下浦町の個人で、下浦町の畑37㎡を売買により取得し、宅地拡張する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した旧下浦第一小学校から南西へ約1km、青色で着色した国道266号線の南側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、駐車スペースが不足しているため、宅地拡張し、住宅1棟、駐車場4台、駐輪場、通路として整備し、利用する計画です。資料③の8ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○3番（黒川紀世子君） 3番黒川です。お尋ねですけれども、申請地には住宅を建てる予定という事でしょうか。

○事務局（浦川優也君） 住宅ではなく駐車場として使われる予定です。

○3番（黒川紀世子君） わかりました。車を数台程度止める場所ということですね。この船場という地域ですが、住宅密集地であり、防災的な課題もある地域です。そういった実情の中でよりよい活用方法があるのではないかという考えもありますが、駐車場として利用され

ることも有効ではないかと思いついて見ました。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、2番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（濱朋也君） 2番について説明します。転用者は下浦町の個人で、下浦町の田19㎡を贈与により取得し、宅地拡張する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した本渡東小学校から南へ約0.6km、青色で着色した国道266号線の北側にある農地です。申請地は、概ね10ha以上の広がりのある区域内にある第1種農地です。第1種農地は原則として許可できませんが、既存施設の拡張のため、例外的に許可することが可能となっております。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、事務所の擁壁の一部がはみでていたため、宅地拡張し、事務所1棟、駐車場7台、転回スペースとして整備し、利用する計画です。資料③の9ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。なお今回申請に至った経緯につきまして、譲受人より顛末書が提出されています。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○3番（黒川紀世子君） 3番黒川です。昨日現場確認に行ってきたのですが、この件についてもお尋ねしたいことがあります。そこにまた何か事務所が出来るのではなく、駐車場の一部として使われるという認識でよろしいでしょうか。

○事務局（浦川優也君） はい、駐車場にある擁壁の一部となっております。

○3番（黒川紀世子君） わかりました。仕方がないのではないかと見てきました。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

す。次に、3番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（濱朋也君） 3番について説明します。転用者は亀場町の法人で、亀場町の田296.72㎡を売買により取得し、駐車場へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草地域医療センターから北西へ約0.8km、青色で着色した国道266号線の北側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、来客用駐車場が不足しているため、拡張し、動物病院1棟、駐車場10台として利用する計画です。資料③の10ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○9番（富崎ますみ君） 9番富崎です。写真を見ていただければ、分かれると思います。隣が動物病院です。航空写真を見る限りでは、駐車場は充分あるように見えますが、実際は足りないということでした。申請地は、耕作放棄地のような状態で、作付け等はされていないこともあり、必要な理由としては、適当なのではないかと思いましたが、特に問題はないと思います。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、4番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（濱朋也君） 4番について説明します。転用者は本渡町の個人で、佐伊津町の田と畑577㎡を売買により取得し、個人住宅へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した佐伊津小学校から南東へ約0.7km、青色で着色した国道324号線の東側にある農地です。申請地は、概ね10ha以上の広がりのある区域内にある第1種農地です。第1種農地は原則として許可できませんが、集落に接続しているため、例外的に許可することが可能となっております。次が現地の航空写真です。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、現在の住まいが手狭で不便なため、2世帯住宅1棟、駐車場3台、庭として整備し利用する計画です。資料③の11ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には

該当しておりません。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○8番（淀川洋一君） 8番淀川です。2月23日に現場確認をいたしました。質問ですが、第一種農地だけれども、集落に接続しているから、許可が下りるという事に関してです。集落に接続するというのは近くに家があるという認識ですが、どれくらいであればそのような例外規定が認められるのかを教えてくださいたいです。2つ目は、これは私個人の話になるのですが、自分の農地を転用しようとしてしました。そのときにここは、第一種農地なので出来ないという判断を当時受けました。しかし、改めて振り返ってみると隣には児童センターとお寺があり、完全に集落に接続してあり、なんで認められなかったのかを分かれるのであれば教えてくださいたいです。

○事務局（浦川優也君） お話をお伺いする限りでは、以前淀川さんが転用されようとした農地は、私が担当であれば許可の見込みはあると判断できる案件だと思います。農地法の事務要領で1種農地は、しみだしの集落に接続していれば許可できると書いてあります。

○8番（淀川洋一君） この案件ができるのであれば、以前私が申請しようとしていたところが許可の見込みがあるということはわかりました。集落というのは写真でいうと、真ん中より右側にある宅地が集落の一部ということですね。おそらくこの一帯はいずれ、道路と宅地のみになるのではないかと思います。

○事務局（浦川優也君） 可能性はあると思います。しみだしのということなので、隣接していると解釈しております。

○8番（淀川洋一君） それは道路を挟んでいても同じなのでしょうが。

○事務局（浦川優也君） はい、道路を挟んでいても同様と解釈しております。

○8番（淀川洋一君） わかりました。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、他に質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、5番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（浦川優也君） 資料②の6ページをご覧ください。5番について説明します。転用者は上天草市の個人外1名で、志柿町の畑366㎡を売買により取得し、個人住宅へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草警

察署本渡東駐在所から南西へ約0.1km、青色で着色した国道266号線の西側にある農地です。申請地は、都市計画区域の用途地域内に位置する第3種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、現在の住まいが手狭で不便なため、住宅1棟、駐車場3台、庭として整備し利用する計画です。資料③の12ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。なお、すでに水道の配設工事が行われており、譲渡人より始末書が提出されています。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○3番（黒川紀世子君） 3番黒川です。ここも2月23日に現場確認に行ってお参りました。ここは、何度行ったか分からないくらい行っている場所です。かつては、田んぼの一大産地として使われていた場所でしたが、埋め立てが行われ、住宅用として区画割が行われました。何か所か、残っている場所がありますが、周囲のほとんどの建物に建ててあるため、家が建つことも仕方がないことではないかと思っています。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、他に質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、6番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（浦川優也君） 6番について説明します。転用者は下浦町の個人で、楠浦町の畑314㎡を売買により取得し、駐車場へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した本渡楠浦郵便局から北東へ約0.5km、青色で着色した県道本渡牛深線の東側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、建設業を営んでおり、重機の駐車場が必要なため、駐車場5台、積卸場、転回スペースとして整備し利用する計画です。資料③の12ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。なお、すでに造成されているため、譲渡人より始末書が提出されています。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○9番（富崎ますみ君） 9番富崎です。お尋ねしたいことがあります。先ほどの5条2番の

下浦の案件の方と住所が全く同じなのですが、どういった違いがあるのか教えていただきたいなと思いました。

○3番(黒川紀世子君) 5条2番の申請者の方とは親子関係にあたります。

○9番(富崎ますみ君) 分かりました。事務所の所と関連した申請だと思えます。また、昨日渡邊推進委員さんと現地確認に行ったところ、「ここは昔、山だったんだけども、何年前かに、そこを削って、現在のような形になったんですよ。」と話しておられました。既に、造成してありますので、駐車場にするのは、仕方がないのかなと思いました。以上です。

○議長(本田実君) ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、他に質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(本田実君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本田実君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、7番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局(浦川優也君) 7番について説明します。転用者は栢宇土町の個人で、栢宇土町の田705㎡に使用貸借権を設定し、牛舎へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した栢宇土町コミュニティセンターから北東へ約0.2km、青色で着色した国道266号線の北側にある農地です。申請地は、農用地区域内農地です。農用地区域内農地は原則転用許可できませんが、農用地利用計画で指定された用途に供するため、例外規定に当てはまり、許可することが可能となっております。次が現地の航空写真です。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、牛白血病対策により、新たに牛舎が必要なため、牛舎1棟、運動場として整備し利用する計画です。資料③の13ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

○議長(本田実君) 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○9番(富崎ますみ君) 9番富崎です。一人で現地確認に行ってきました。ちょうど近くの小屋に申請者の方がいらっしゃったので、お話を伺いました。段差があるところなので、造成に時間がかかるのではないかと心配でしたが、きちんと対策の方も教えていただきました。特に問題はないのではないかと思います。以上です。よろしくお願ひします。

○議長(本田実君) ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、他に質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、8番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（浦川優也君） 8番について説明します。この案件については、令和3年4月に農用区域からの除外申請があり、令和3年天草市農業委員会第5回総会において許可見込みありと判断され、令和3年11月に除外されたものです。転用者は栢宇土町の個人で、栢宇土町の田481.91㎡に使用貸借権を設定し、個人住宅へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色したはじうと体育館から南西へ約0.6km、青色で着色した国道266号線の南側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、現在の住まいが、手狭で不便なため、住宅1棟、駐車場3台、庭、通路として整備し利用する計画です。資料③の14ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見ををお願い致します。

○9番（富崎ますみ君） 9番富崎です。以前、土地の計画が出る前に一度行ったことのある農地で、今回再び行ってきました。細長い土地ですが、きれいに草払いされていて、家を建てるための準備をされているのが分かりました。特に問題はないのではないかと思います。以上です。よろしく申し上げます。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、9番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（浦川優也君） 資料②の7ページをご覧ください。9番について説明します。転用者は天草町の個人で、天草町の畑447㎡を贈与により取得し、通路及び農業用倉庫へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した大江天主堂から東へ約0.2km、青色で着色した国道389号線の西側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真です。次が現

地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、宅地への通路が必要なため、通路、農業用倉庫1棟、作業場として整備し利用する計画です。資料③の15ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。なお、すでに造成済みのため、譲渡人より始末書が提出されています。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○4番（松下敏明君） 4番松下です。2月23日に現地確認を行いました。このあとの非農地証明でも関連した案件が出てきます。ここは、もうすでに転用済みの所です。特段問題はないと思います。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

○議長（本田実君） 日程第5、議第10号、事業計画変更申請についてを議題とします。それでは1番から3番まで一括して事務局より説明をお願い致します。

○事務局（浦川優也君） 資料②の8ページをご覧ください。1番について説明します。この案件は平成24年4月23日付けで農地法第5条第1項の規定による許可を受けたもので、転用目的を医師専用住宅から駐車場へ変更したいというものです。転用者は古川町の法人で、計画変更の理由は、当初、当法人理事長の親族である医師が市外で勤務しており、申請地に医者専用住宅を建設する予定でしたが、医師が勤務している病院から慰留の要望があり、延期、最近になり当法人での勤務が困難になったため、今回申請されました。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草高等学校から南東へ約0.4km、青色で着色した国道324号線の西側にある農地です。申請地は都市計画区域の用途地域に位置する第3種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。土地利用計画の内容は、診療所の駐車スペースが不足しているため、駐車場15台、転回スペースとして整備し利用する計画です。資料③の16ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。なお、すでに造成済みのため始末書が提出されています。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○8番(淀川洋一君) 8番淀川です。現地の確認を昨日行いました。医療法人なので、農業をしていないため、3条では譲渡や売買ができないと思っております。結果、5条として、住宅を建てるという事で申請があがっています。そうすると、結局農業をしていなくても取得が出来るということですよ。

○事務局(浦川優也君) そうですね。

○8番(淀川洋一君) このことに関しては、問題はないと考えて思っています。気になっていることは、許可後の状態です。以前、農業をしていない個人の方に、個人住宅を建てるために、5条の申請を行い、許可を出した案件がありました。現在そこに、そろそろ建てるのかと聞いたところ、いやもう少しかかるということでした。この医療法人さんも書類をみたところ平成25年2月20日までに完了させますと書いてあります。事業計画を出せば購入が出来るという案件が多いので、許可後にどのような対応をしているかをお聞きしたいです。

○事務局(浦川優也君) 説明をいたします。許可書をお渡しする際に、進捗状況報告書というものを一緒に渡しています。これは、許可案件は1年以内に完成できるものとありますので、1年後には原則提出しなければならないことになっております。ずいぶん前から、私たち事務局で進捗状況報告書を提出していない案件が何件あるというのが、正確には確認できていない状況にあります。実際転用許可するときには、1年以内に進捗状況報告書を確実に提出していただくことになっており、出さないところには、催促をして、いつまでに建てるのか、建てないのであれば、事業計画変更を出してくださいというような対応をとらなければなりません。事務局として、今までの案件に対して、きちんと提出していないところに対しては、催促をするようにいたしますので、ご理解いただければと思います。

○議長(本田実君) 淀川委員さん今の回答でよろしいでしょうか。

○8番(淀川洋一君) 回答が来ないという案件は何件ほどあるんですか。

○事務局(浦川優也君) 現在、いつからか催促を行っていない状態にありまして、いつから行われていないかというのは、分からない状態にあります。事務局で、区切りを決め、進捗状況報告書の再確認を行い、提出を促すようにしたいと思います。何件あるかは、把握しておりません。

○8番(淀川洋一君) それと例を挙げますと対象の農地を農業者ではない人が取得したいというときに、事務局に来たとします。その時は、このようにして、書類を提出して頂いたら、申請が可能ですよというような指導はされるのでしょうか。

事務局(浦川優也君) 転用目的で、まずどうやって取得したいのか、事業計画があれば、4条か5条の転用申請になります。農地として取得したいのであれば、3条申請をしてくださいというような指導をしています。

○8番（淀川洋一君） この案件に関しては、明らかに3条としてはできないわけですね。ならば5条で申請する場合は、こんな書類を提出してくださいという風な指導を事務局はされているのか。そしてこの違いというのは、農地法を知らない一般の方には分からないと思います。農地法を理解している人ならば、5条として申請すればいいわけですが、極端に言えば、虚偽であっても書類を作って出せば、取得できるじゃないですか。という風に、農地法を理解している人の中の悪意のある人は、そうなるかもしれませんが、まったく農地法の知識のない人というのはそこまで考えが至らないのではないかと改めて質問をいたしました。以上です。

○4番（松下敏明君） 今、淀川委員さんがおっしゃられた質問に類似したことをお聞きします。平成24年に申請をされて、1年以内に完成して、進捗状況報告書が出ていない。その時からもう9年くらいになりますか。10年間催促していないというのであれば、今委員さんがおっしゃられたように、農地として取得できないため転用した人に対して、長年待っていました。変更するというようなことを記した催告書というのを送ると良いと思います。もし事務量が大きいために、それが難しいという事であれば、会長さんや職員さんが人員を増やして欲しいとお願いするのはどうでしょうか。また、これとは別の話となりますが、去年の4月と5月に時効取得や仮登記という言葉が出てきたと記憶しております。先ほどの天草町の5条案件の方が、3条申請をする際に下限面積が足りないというような相談にいらっしました。利用権設定や農地の購入で農地を増やして達成するとおっしゃっていましたが、親の代からずっと自分の家のものとして管理していた、というような事であれば、時効取得ができますよというような話をしました。その方は、自分でインターネットで調べたところ、時効取得や仮登記の前に、法務局から通知が農業委員会に来るので、その時に農地法に違反しないかをチェックするというようなことで、できていないという話でした。話を戻しまして、もし事務量が多くて、対応が難しいという事でしたら、これから人事異動なども始まりますので、人事に口出し等はしませんが、会長さんなどと事務局の職員がこのような仕事ができないので、職員を増やしてくださいという相談をし要望として出していく必要があるのではないかと思います。以上です。

○事務局（原田真二君） 先ほどお話があり、説明しましたとおり、1年以内に進捗状況報告書を出していただくようになっております。ずっと前からの積み重ねで、この転用の事務も以前は県でしていた業務を、権限移譲で市が現在しております。県時代から転用許可を出して、完了をしていないという案件であるようでございます。ですので、調べてみるとおそらく相当な量が出てくるのではないかと思います。法務局としても、一度農業委員会が許可を出していれば、受付はされるそうです。つきましては、農業委員会で、ずっと前の許可の分

を調べて何かをするというのをそこまでして本当に必要なのかという考えもあります。もちろん農業委員会でも様々な話し合いをしていただいて、本当にその必要があれば、先ほどお話があったように、人事などにも職員の増員というのにも要望していきたいと思います。ただ、このことは他の農業委員会も同様だと思います。ですから予算の状況なども考慮に入れて意見交換をしながら、そこに関しては協議をさせていただければなあと思います。

○議長（本田実君） 私たちも一度そのことに関しては、事務局と再度打合せをして、人が足りているのか、足りていないのかを打ち合わせしてから、次の要望につなげていきたいと思います。また、他の地区の会長さんも様々な方がおられますので、その方々とも話し合いをしながら、このことについては考えていきたいと思っております。よろしいでしょうか。

8 番（淀川洋一君） 分かりました。

4 番（松下敏明君） 私も分かりました。

○議長（本田実君） ただいま説明及び意見がありました本件につきまして、他に質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので、今回は事業計画変更を承認することに決定いたします。

○議長（本田実君） 日程第 6、議第 11 号、農業経営基盤強化促進法による農地利用集積計画についてを議題と致します。それでは事務局より一括説明をお願い致します。

○事務局（井上拓海君） 資料②の 9 ページをご覧ください。議第 5 号農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について説明します。所有権移転の計画が 0 件、利用権の新規設定の計画が 29 件、再設定が 25 件、合計 54 件で、筆数 107 筆、総面積が 131,588 m²となっております。以上の計画は、耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人並びに農地所有適格法人以外の法人であり、資料③の 17 ページの審査資料の「利用権の設定等を受ける者の備えるべき各要件」を全て満たしております。以上です。

○議長（本田実君） それでは、ただいま説明がありました件につきまして質疑はございませんか。

○4 番（松下敏明君） 4 番松下です。12 ページの借受人は、農地を所有していないのですが、利用権設定に下限面積はないのでしょうか。

○事務局（井上拓海君） 下限面積は利用権設定には設けられていません。

○4 番（松下敏明君） わかりました。

○議長（本田実君） 他にありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は計画のとおり決定致します。

○議長（本田実君） 日程第7、議第12号、非農地通知書交付申請書についてを議題と致します。それでは事務局より説明をお願い致します。

○事務局（濱朋也君） 非農地通知書交付申請件数は、本渡地域の3件、牛深地域の1件、倉岳町の1件、天草町の2件、河浦町の1件の計8件です。筆数は全体27筆、面積は13,571㎡となっております。現地確認を実施し、資料③の18ページの「農地に該当するか否かの判断基準」に照らした結果を資料②の38ページと39ページの現況地目欄に表示しております。それでは、スクリーンをご覧ください。1番から3番の地図です。黄色で着色した旧志柿小学校から南西へ約1.6kmのところにあります。次が航空写真です。次が現地の写真になります。次が4番の地図です。黄色で着色した天草空港から南西へ約0.2kmのところにあります。次が航空写真です。次が現地の写真になります。次が5番の地図です。黄色で着色した天草空港から南西へ約0.2kmのところにあります。次が航空写真です。次が現地の写真になります。次が6番・7番の地図です。黄色で着色した内ノ原簡易郵便局から南西と北西へ約0.6kmのところにあります。次が航空写真です。次も航空写真です。次が現地の写真になります。次が8番から15番の地図です。黄色で着色した倉岳小学校から北東へ約1.7kmのところにあります。次が航空写真です。次も航空写真です。次も航空写真です。次が現地の写真になります。次も現地の写真です。次も現地の写真です。次が16番から21番の地図です。黄色で着色した大江天主堂から北西と南西、南東へ約0.5kmと1.8km、1.7kmのところにあります。次が航空写真です。次も航空写真です。次も航空写真です。次が現地の写真になります。次も現地の写真です。次が22番・23番の地図です。黄色で着色した大江天主堂から東へ約0.3kmと0.5kmのところにあります。次が航空写真です。次も航空写真です。次が現地の写真になります。次が24番から27番の地図です。黄色で着色した天草市役所河浦支所宮野河内出張所から南東へ約1kmのところにあります。次が航空写真です。次が現地の写真になります。以上です。

○議長（本田実君） それでは、ただいま説明がありました件につきまして再度確認いたします。1番から3番について意見及び質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 (本田実君) ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

○議長 (本田実君) 4 番について意見及び質疑はございませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長 (本田実君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 (本田実君) ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

○議長 (本田実君) 5 番について意見及び質疑はございませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長 (本田実君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 (本田実君) ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

○議長 (本田実君) 6 番と 7 番について意見及び質疑はございませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長 (本田実君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 (本田実君) ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

○議長 (本田実君) 8 番から 15 番について意見及び質疑はございませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長 (本田実君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 (本田実君) ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

○議長 (本田実君) 16 番から 21 番について意見及び質疑はございませんか。

○4 番 (松下敏明君) 4 番松下です。非農地の 17 番を出していただけますでしょうか。ここは竹やぶになっていますけども、この幅は 3m ほどしかありません。反対側は、事務局の方に見ましたかと尋ねたところ確認していないとの事でした。航空写真を見ていただければわかるように、周囲には不知火やジャガイモが栽培されています。また、農振農用地も複数確認されています。そこに、現況地目を山林ということで、杉を植えることになりましたら、まわりで営農をしている方の迷惑になる恐れがあると思います。非農地証明の交付申請は、山林として認めるためのものとは書いておらず、農地であるか、非農地に該当するかしないかのみが書いてあります。なので、農業委員としても現況欄を山林と判断するというのは個人的に抵抗があります。あえて山林という項目をなくして非農地に該当するか該当しないか

というような現況欄に変えていただければ、賛成がしやすいです。山林となると先ほども言ったように、木を植えられた時に、周りに迷惑すると思いますので、そのことを非農地に該当するかしないかの判断に変えていただければと思います。

○事務局（原田真二君） このお話は、松下委員さんの方から、事前に相談を受けております。事務局で話をしたのですが、この現況地目というのはあくまでも、調査した結果こういう状況情報を参考として、ここに記載をしております。申請者の方に回答するのは、非農地という決定だけで、特に山林という決定は申請者にしておりません。あくまで、今の現況を皆さんに判断をしていただくために、ここには表示をしていることになっています。事務局の方で確認したところ、現況は山林のように見えましたと記載しています。ですから、非農地の判断をお願いしますというような資料の作り方になっております。以上資料のご説明をさせていただきました。

○議長（本田実君） 松下さんの言われるとおりでどこでもありうる案件だと思います。なので、形として17番の申請者については、もう今から管理が難しいので非農地にしたいということではあるけれども、その隣接地帯の人はまだ栽培をされているという事であります。農業委員会としては、上がってきた案件をどうするか。隣接をする人たちの経営も考慮しなければならぬですけども、申請をあげてこられた人たちへの判断もしていかなければならないです。非常に難しいところではあると思います。

○事務局（原田真二君） 話の途中にすみません、先ほどの説明の中で、修正点が1つございます。あくまでも決定内容は、非農地であるという決定内容をしておりますが、事務局で調べた現況というのは、ご本人にもお知らせしておりました。失礼いたしました。

○4番（松下敏明君） 4番松下です。山林という文言をご本人さんにお伝えするわけですね。そうしたら、ここは山林として認められたと思われて、木を植えるとなったらどうですか。私たちとしては、不動産登記簿法で地目を定めているわけですから、農業委員は農地であるかないかを判断すればよくて、地目まで判断する必要はないと思います。だから、農地ではありませんというような現況欄にしていけば、まず写真を見ればわかるわけですから、わざわざ山林や原野と判断しなくてもいいと思います。事務局が山林のようだと書くのも現況がそうならばそれでいいとは思いますが、それよりも申請地が農地であるか農地でないかを判断する、現況欄を変えればいいのではないのでしょうか。例えば、現況欄に「農地」か「非農地」と記載するなどですね。そうしていただければ私たちは、判断がしやすいです。法務局で地目は判断すべきであって、事務局が山林と判断する、このことも少しおかしいのではないかと思います。この現況欄を例えば「非農地」か耕作の目的に供される土地に「該当する」か「該当しない」かにしていくべきと私は思います。

○議長（本田実君） これはあくまで、農業委員の皆さんに許可できたらこうなると思われますというのを説明するには、こちらの方がいいのではないかという事で、今まではそうしてまいりました。なので、改正しようと思えばできます。改正するのであれば、今言われたとおり、ここに書いてある案にするのか、松下委員さんが言われたように、農地か非農地かという判断するのか、この2つのどちらかにするべきだと思います。なので、現行の方でいいと思う方、挙手をお願いします。ここで決めたいと思います。事務局もよろしいでしょうか。

○事務局（原田真二君） よろしいでしょうか。法務局が、この地目というのを、本人さんから登記簿の地目変更の申し出をされる際に、現況の参考情報というのが必要になってくるのではないかと思います。私も本日、この話を聞いたものですから、法務局とは話をしていない状態です。もしよろしかったら、法務局等の関係機関とも話をしたうえで、皆さんの方で決定していただきたいと考えております。今日ではない方が、可能であれば望ましいのですけれども、どうでしょうか。

○議長（本田実君） わかりました。松下委員さんそういった事情がありますので、後日でよろしいでしょうか。

○4番（松下敏明君） 4番松下です。わかりました。それともう1つございます。この現場の写真を出していただけますでしょうか。この写真のみをしてみると、確かに山林かなと思いますが、この写真の反対側は、一番短いところでは3mくらいしかないです。下から見れば、個人的には竹やぶっていう感覚ですが、反対側も見えるので、写真の撮れるところは、前後左右とか、そういうところも提示してもらいたいです。ここだけ見たら、おそらく他の委員さんは分からないと思います。

○議長（本田会長） 松下さんがそう思われるなら、非農地にしないということが出来ます。

○4番（松下敏明君） 非農地にしないのではなく、我々は地目を判断するわけではないわけですから、農地ではないという判断をしていただきたいです。

○議長（本田実君） 現場確認に行つて任せられた以上は、自分で判断をしてもらいたいです。

○4番（松下敏明君） それでは私は、まだ非農地にするべきではないと思います。

○8番（淀川洋一君） 8番淀川です。非農地にするのはまだ早いということでしょうか。

○4番（松下敏明君） 山林という言葉が出されたら我々も対応できないです。農地か農地でないかの判断であれば、農地として復旧できないので、農地ではないという意見は言えます。でもこれが山林か原野かという判断は、不動産登記法が関係するわけですから、我々は農地ではありませんという判断をすればいいと私は思います。なので私は、農地ではないけれども、山林ではないという判断をしました。

○事務局（原田真二君） 今、非農地に出来る状況というのが森林の様相を呈しているというのが1つの基準になっています。ですから今、松下委員さんが、まだ森林まではいかないというご判断であれば、事務局が見て判断したのと松下委員さんが判断されたのとでちょっと差があるのかなという風に思いますので、その辺を踏まえてですね、皆さんの方で検討していただければと思います。

○4番（松下敏明君） 4番松下です。繰り返しになりますが、私は山林ではないそして、農地ではないと判断しました。なぜなら山林か原野という判断は、我々にはできないからです。

○8番（淀川洋一君） 8番淀川です。時々、非農地の現場確認を事務局の方から依頼されて、同行することがありますが、その時に、非農地にするにはまだ早い、原状に復旧しようと思ったら、できない事もないというところが、今までありました。だから、松下委員さんのところも、ここはまだ非農地としては早いので、今回の申請は却下ということでもいいと思います。山林なのか農地なのかという判断ではなくて、この案件は却下するというので、今回はそういうことでもいいのではないかと思います。

○議長（本田実君） わかりました。他に意見及び質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） それでは今17番については、農地でないけども山林とも言えないと解釈しましたけども、問題があれば、却下して次に出してもらったときにまた検討しなければならぬのかなと思います。それでは、17番以外については、非農地として認定することにご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので、17番以外については、非農地と認定致します。

○議長（本田実君） 22番と23番について意見及び質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

○議長（本田実君） 24番から27番について意見及び質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

○議長（本田実君） 日程第 8、議第 13 号、空き家に付属した農地の指定についてを議題と致します。それでは事務局より説明をお願い致します。

○事務局（濱朋也君） 資料②の 40 ページをご覧ください。空き家に付属した農地指定申請書件数は有明地域が 1 件。筆数は全体で 1 筆となっております。スクリーンをご覧ください。1 番の地図です。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草市役所有明支所から北東へ約 0.6 km、青色で着色した国道 324 号線の南側にある農地です。次が航空写真です。空き家を黄色、申請農地を赤色で着色しています。次が現地の写真です。空き家については天草市空き家等情報バンク制度のデータベースに登録されていることを確認しております。また、所有者は遠方に住んでおり今後遊休農地になることが見込まれます。空き家に付属した農地の別段面積取扱基準につきましては、資料③の 6 ページをご覧ください。以上です。

○議長（本田実君） 1 番本田です。2 月 23 日に山田委員と一緒に現地確認をしてきました。空き家については、あまくさ農協東支所の目の前にあります。そこから約 500m のところに申請農地があります。空き家の所有者は県外におられます。空き家バンクに登録して、付属した農地として活用していただけるなら幸いですという申し入れを受けました。何ら問題ないということをご報告します。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は空き家に付属した農地に指定することに決定致します。

○議長（本田実君） 日程第 9、議第 14 号、令和 4 年度天草農業労働賃金標準額についてを議題と致します。それでは事務局より説明をお願い致します。

○事務局（荒木賢司君） お手元の資料④をご覧ください。議第 14 号、令和 4 年度天草市農業労働賃金標準額（案）についてでございます。表の構成は、左から作業種目、それから作業内容、単位は 10a 当たりの単価ですが、ハーベスターは 30kg、畦ぬりは 1m、一般農作業は 8 時間としております。その右側がそれぞれの標準額を提示しています。この表の作成につきまして、参考資料を 2 ページ以降にお付けしております。まず、資料 1 を見ていただきますと、県の最低賃金ですが、令和 2 年度の 793 円から令和 3 年度が 821 円ということで

3.53%のアップ率です。また、その下の令和3年改定表に産業別の最低賃金を提示しています。それから資料2に、管内の上天草市、それから苓北町の労働賃金標準額の比較表を示しております。上天草市については令和3年度と比較して令和3年度の労働賃金標準額に変更はありませんが苓北町については、数項目増額しております。表の最下段の一般農作業については、最低賃金を勘案し6,600円で200円の増となっております。次に資料3ですが、これは天草市内の5組合で適用している作業の受託表ということで提示しています。これら各組合の平均をとり、他の市町との調整を行っております。今回変更しましたのは、あらぐれを500円増とし、しろかきを300円増、あらぐれ・しろかきを1,000円増、水田あと平耕起を300円増、田植えを300円増、コンバインによる刈り取りを600円増としております。また、ドローンによる農薬散布を今回追加しました。今回の案ではトラクターによるあらぐれ・しろかきが1,000円を超える増額となっております。3ページの資料2の上天草市、苓北町と比べても妥当かと思われませんが、何分増減幅が大きいので慎重な審議をお願いいたします。最後に、一般農作業につきましては、前年同様6,600円としております。そして、毎年最低賃金の改定が10月頃に行われますので、改定後の賃金が一般作業の賃金を超える場合は、最低賃金に抵触しないように気を付けていただくよう記載しております。以上、農業労働賃金標準額についてご説明しましたが、ご審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（本田実君） ただいま事務局から説明がありました。皆さんのご意見や質問はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので、農業労働賃金標準額については原案のとおり決定いたします。

○議長（本田実君） 日程第10、議第15号、農業委員会規則の一部改正についてを議題と致します。それでは事務局より説明をお願い致します。

○事務局（荒木賢司君） お手元の資料⑤-1をご覧ください。議第15号、天草市農業委員会の委員の推薦及び募集に関する規則及び天草市農業委員会の農地利用最適化推進委員の推薦及び募集に関する規則の一部を改正についてでございます。まず、1ページの天草市農業委員会の委員の推薦及び募集に関する規則の一部改正につきましては、第4条中「(別記様式)」を「(様式第1号)及び履歴書(様式第2号)」に改める。別記様式中「㊟」を削り、同様式を様式第1号とし、同様式の次に次の1様式を加える。としています。7ページをご覧ください。様式第1号の推薦・応募様式です。氏名部分と団体部分の押印を廃止しており

ます。これは行政文書の押印廃止に伴うものであります。続いて、2 ページの様式第 2 号の履歴書をご覧ください。委員の推薦及び募集に関しては推薦・応募書と履歴書の提出をお願いしますので、今回履歴書を規則に追加しました。履歴書についても押印を廃止しています。資料⑤-2 をご覧ください。新旧対照表の 2 ページの 4 条になります。先ほど説明しましたとおりの文言となっております。続いて、資料⑤-1 の 3 ページです。天草市農業委員会の農地利用最適化推進委員の推薦及び募集に関する規則の一部改正につきましては、第 5 条中「(別記様式)」を「(様式第 1 号) 及び履歴書 (様式第 2 号)」に改める。別記様式中「㊟」を削り、同様式を様式第 1 号とし、同様式の次に次の 1 様式を加える。としています。8 ページの推進委員の推薦・応募書をご覧ください。先ほどと同様に押印を廃止しています。4 ページの履歴書につきましても、今回追加しました。従来は履歴書につきましては、委員及び推進委員とも同じ履歴書を使用していましたが、今回から別の履歴書になります。資料⑤-2 新旧対照表の 6 ページの 5 条をご覧ください。先ほど説明しましたとおりの文言となっております。以上が規則の一部改正の説明です。繰り返しになりますが、推薦・応募書の押印廃止と履歴書の追加でそれに伴う様式変更です。審議方よろしくお願います。

○議長 (本田実君) ただいま事務局から説明がありましたが、皆さんのご意見や質問はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長 (本田実君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 (本田実君) ご異議がありませんので、農業委員会規制の一部改正については原案のとおり決定いたします。

○議長 (本田実君) 日程第 11、議第 16 号、農地移動適正化あっせん基準の一部改正についてを議題と致します。それでは事務局より説明をお願い致します。

○事務局 (井上拓海君) 天草市農業委員会農地移動適正化あっせん基準の一部改正について、ご説明申し上げます。本基準の改正は、平成 24 年 5 月に行っており、前回の改正から丸 9 年が経過しております。まず、この改正の対象となる農地移動適正化あっせん基準とあっせん事業の概要について、かい摘んでご説明申し上げます。農地移動適正化あっせん事業は、農業委員会法及び農振法の規定に基づき、農業委員会が実施する事業でございます。農業委員会が、農地の売買や貸借を希望する農家の間に入り、農業経営の規模拡大などに向け、農地等の権利移動を方向付けるとともに、対象となる農地や農家などの要件をあっせん基準として作成しているものです。今回の改正案は、令和 2 年 4 月 1 日に施行された国の通

達及び通知の一部改正を踏まえた上でのもので、基準面積等の数値については2020年世界農林業センサスの結果を基に見直しており、市の基本構想との整合を図っております。

改正内容につきましては、お手元にお配りしております新旧対照表のとおりですが、細かい所まで説明しますと相当な時間がかかりますので、細部の説明は省かせていただきます。また、今回の改正は形式的な基準の改正となりますので、実質的な運用には特段変更はございません。今回の見直しにあたり、関係機関のご意見をお尋ねすることとなっており、市農業振興課、あまくさ農業協同組合、本渡五和農業協同組合の3者に対して意見聴取を行い、いずれも意見がない旨のご回答があったことをご報告させていただきます。

なお、この基準につきましては、本日の農業委員会総会での議決が得られましたら、熊本県知事へ認定申請を行い、認定を受けることによって効力を有するものとなります。

説明は以上です。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（本田実君） ただいま事務局から説明がありましたが、皆さんのご意見や質問はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので、農地移動適正化あっせん基準の一部改正については原案のとおり決定いたします。

○議長（本田実君） 日程第12、報告事項について事務局よりお願い致します。

○事務局（濱朋也君） 資料②の41ページをご覧ください。農地利用・形状変更届は1件、田を畑に変更したいというものというものでした。第4条の許可不要転用届は1件、農道として利用したいというものでした。第5条の許可不要転用届はありませんでした。以上です。

○議長（本田実君） これで、本日提案されました案件につきまして審議を全て終了致しました。これをもちまして、令和4年天草市農業委員会第2回総会を閉会致します。

16時30分 閉会

天草市農業委員会総会会議規則第17条第2項の規定により署名する。

会 長 本 田 実

署名委員 中 川 徹

署名委員 野 中 幸 廣

